

平成20年12月11日

たつの市入札参加資格登録者 各位

たつの市企画財政部財政課

たつの市発注工事における暴力団員等の不当介入排除について

たつの市と兵庫県警察とは、平成20年4月1日付けで「たつの市発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書」を、別紙のとおり締結しています。

つきましては、実際に請負者が不当介入を受けた場合には、下記のとおり対処いただきますようお知らせします。

記

1 兵庫県警察への届出と捜査協力

たつの市発注工事において、請負者が暴力団員等から不当要求又は工事妨害を受けた場合、当該請負者は兵庫県警察に届出るとともに捜査に協力してください。

届出先：兵庫県たつの警察署 刑事課 暴力団対策係

住所 〒679-4167 たつの市龍野町富永 1005 番地 75

電話 0791 (63) 0110 (代)

2 たつの市への報告

当該請負者は、前述の届出に加え、たつの市にも報告してください。

報告先：たつの市 企画財政部 財政課 契約係

住所 〒679-4192 たつの市龍野町富永 1005 番地 1

電話 0791 (64) 3143 (直)

3 保護対策等

兵庫県警察は、当該届出の内容に応じて、対処要領を教示するとともに、違法・不当行為については、取締りや行政命令の発出並びに当該請負者及び市職員等関係者に対して万全の保護対策を講じることとなっています。

たつの市発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書

たつの市が発注する建設工事（以下「発注工事」という。）からの暴力団の排除を徹底するため、たつの市企画財政部長（以下「企画財政部長」という。）と兵庫県警察本部刑事部組織犯罪対策局暴力団対策課長（以下「暴力団対策課長」という。）とは、相互に緊密な連携のもと、発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きについて、以下のとおり合意する。

記

（届出等の義務付け）

第1条 たつの市は、発注工事において、請負者が暴力団員等による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合、当該請負者に対し、兵庫県警察への届出及び捜査上必要な協力を行うこと（以下「警察への届出等」という。）並びにたつの市への報告を行うこと（以下「発注者への報告」という。）を義務付けるとともに、これらを怠った場合の措置を講じるものとする。

（市への通知）

第2条 暴力団対策課長は、暴力団員等による不当介入を受けた請負者からの届出を受けたときは、その内容を別記様式1により、速やかに企画財政部長に通知するものとする。

（県警への通知）

第3条 企画財政部長は、暴力団員等による不当介入を受けた請負者から報告を受けたときは、その内容を別記様式2により、速やかに暴力団対策課長に通知するものとする。

（保護対策等）

第4条 暴力団対策課長は、暴力団員等による不当介入を受けた請負者が、警察への届出等及び発注者への報告を行ったときは、その内容に応じて、対処要領を教示するとともに、違法・不当行為については、迅速かつ確実な取締りや「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）に基づく行政命令の発出並びに当該請負者及びたつの市職員等関係者に対する万全な保護対策の徹底を図るものとする。

（対応状況等の連絡）

第5条 暴力団対策課長は、前条の対応状況等について、当該請負者及び企画財政部長に対し、適時連絡するものとする。

（警察への届出等の懈怠等）

第6条 暴力団対策課長は、請負者が発注工事において暴力団員等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への届出等を怠ったと認められる事案を認知した場合

は、別記様式3により、速やかに企画財政部長に通報するものとする。

(相互協力)

第7条 発注工事における暴力団員等による不当介入排除の実施について、企画財政部長及び暴力団対策課長は、本合意書に定めるもののほか、個別に取り決めるなどの方法により相互に協力し、積極的な対応を図るものとする。

(補則)

第8条 本合意書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度協議の上決定するものとする。

上記合意の証として本書2通を作成し、記名押印の上、各自1通を保管する。

平成20年 4月 1日

兵庫県警察本部刑事部
組織犯罪対策局暴力団対策課長

たつの市企画財政部長

(別記様式 略)